個別契約書

地方自治体のドローンによる鳥類被害対策支援システム開発プロジェクト

委託者：平塚市（以下「甲」という。）と受託者：平松勇輝以下「乙」という。）とは、コンピュータ・ソフトウェアの開発に係る業務（以下「本件業務」という。）の委託に関して、次のとおり基本契約書（以下「本契約」という。）を締結する。第1条

1. 具体的作業内容
   1. ドローンによる鳥類対策支援システムの開発を行う。また平塚市における鳥類被害の割合が他の湘南地区に比べ多いため、カラスやヒヨドリといった害鳥類に対して追い払い効果があるドローンの被害対策支援システムを開発する。ドローンの自動化をすることで農家の作業の負担を減らし、飛行申請も簡略的にすることでドローンの使用をより、簡単にできるものとする。
2. 契約類型（請負・準委任）
   1. 本契約は請負型である。
3. 作業期間又は納期
   1. 本件の作業期間は2018年4月25日を作業開始日とし、制作物の納入期限は2019年3月31日を期限とする。
4. 作業スケジュール
   1. 本件の作業スケジュールにおいては各月ごとにPM(プロジェクトマネージャー)が策定の後、甲へ通知するものとする。また、通知したスケジュールに変更が起きた場合はその都度変更した旨とその内容を伝えるものとする。
5. 甲・乙の役割分担（第８条で定める作業責任分担の詳細）
   1. 本件においては、基本的に開発作業などは乙が行うものとするが、1部実証実験や本システム導入予定の地域での活動などにおいて甲の協力が必要な場合はその30日前に通知することで作業等の依頼を乙から甲へすることを可能とする。
6. 連絡協議会の運営に関する事項
   1. 連絡協議会は原則として月に2回行うものとする。また、その日程については本契約締結後速やかに甲と乙の責任者が協議の元、決めるものとする。
7. 甲が乙に提供する情報、資料、機器、設備等（以下「資料等」という。）
   1. 乙が開発に必要な設備は本契約締結時点で見積書に定められた分を原則として請求できるものとする。開発の途中段階で随時必要になった、機器設備に関してはその都度甲と乙の責任者同士で協議するものとする。
8. 作業環境
   1. 本件における各作業員の作業環境は甲からの要望が無い限りは乙が作業内容に応じて定められるものとする。

第9条 乙が甲の委託に基づき作成し納入すべき物件（以下「納入物」という。）の明細及

び納入場所

1. 乙は本件の納入物は制作完了後に甲指定の物件に速やかに納入するものとする。
2. 乙が行う納入すべき物件への納入に甲の協力が必要がある場合は、基本契約に定められている通りの対応を乙にするものとする。

第10条委託料及びその支払方法

1 甲は乙に対して委託料として6025650円を支払うものとする。甲はこの委託料を納品後の検査終了から10日以内に乙指定の口座へ振り込むものとする。

第11条 検査又は確認に関する事項

1. 原則として、本件システムの検査等に関する事項は基本契約28条に定められた通り行うものとする。
2. 検査の期間については本件システム納入から30日以内にその結果を甲が乙へ通知するものとする。
3. 検査の結果仕様書と納入物の内容不一致はバグ等によって修正が必要な場合は前項の期間内であれば乙が無償で修正等を行うものとする。

第12条 電子メールの送付先、電磁的記録を格納する機器等その他第２条の２（電磁的記

録の利用）に基づく甲乙間の電磁的記録の利用に必要な事項

1. 個別に電磁的記録を不可とするもの以外の内容においては甲乙ともに電磁的記録を可とする。

第13条 その他個別業務遂行に必要な事項

1. その他個別作業遂行に必要な事項が随時出現した場合は速やかに責任者に伝え、本件における甲と乙の責任者同士の協議の元定めるものとする。